

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月26日（火） 13:56～14:13

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	知念	雄二	
	2番	西江	正	
	3番	知念	正和	
	5番	知念	順司	
	6番	大城	進	
	7番	大城	貴子	
	8番	東江	良和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし。

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 利用状況報告について
- 第6 議案第4号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による転用許可指令書の証明願出書進達の会長専決について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>宮里 正邦</u>
主事	<u>崎濱 秀太</u>

平成 30 年 第 6 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 30 年第 6 回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数 9 名全員出席でございます。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、委員総数 9 名のうち 9 名が出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。規程に従い、私が指名したいと思えます。委員に 2 番西江委員。3 番知念委員を指名致します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されておりますので、可否の意見を求めます。1 件の申請が出ております。

申請人住所、●、●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 292 m²。転用面積 292 m²。転用目的、農業用倉庫。となっております。権利等につきましては所有地、88 坪でございます。この案件につきましては昨年 12 月に農振農用地の用途区分、農用地から農業施設用地に計画変更された農振計画において用途区分の変更のなされた土地となっております。次の頁をご覧くださいませでしょうか。これにつきましては農業委員会の転用に係る意見ということでございます。上から 4 番目の方、農地区分につきましては農振農用地。但し先程申し上げた通り農振農用地の用途区分が「農業施設用地」ということで今回、農業用倉庫を建てるということでございます。意見決定の理由、真ん中の方「当該申請地は●に近接し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域内の農業用施設用地となっており、農業用倉庫の整備であることから許可相当と認める」。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

1 番 休憩いいですか。

議長 はい、休憩致します。（14：00～14：02）

議長 再開します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定致しました。

局長 有難うございます。

会長 日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。3頁をご覧になって頂けますでしょうか。
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の
件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。
1件の申請が出ております。

譲受人●さん。譲渡人●さん。お祖父さんから孫への使用貸借権の設定に
よる転用申請となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。
地積1,346㎡。転用面積1,346㎡。転用目的、農家住宅及び倉庫。権利等につ
いては先程申し上げた通り、使用貸借権設定、永年。坪にしまして407坪
でございます。次の頁をご覧になって頂けますでしょうか。これにつきまし
ては農業委員会の意見書でございます。これも先程と同様で農地区分、上か
ら4番目、左側の方「農地区分」。こちらは「3種農地」となっております。
その次の次、「申請地は街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えて
いる」ということで第3種農地の扱いとなっております。

意見決定の理由「当該申請地は●の北側、本村の農業振興地域整備計画に
おいては農用地区域から除外された地域に位置し、公道に囲まれた区画であ
る街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、
転用については許可相当と認められる」。以上でございます。こちらは住宅
と倉庫それぞれ建てるということで、合計二棟の建物を建てるということに
なります。この後につきましては図面を回しますのでそれをご覧になって頂
けますでしょうか。この中に建物の配置などがございます。以上ございま
す。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

2 番 休憩願います。

議長 はい、休憩します。 (14:06~14:10)

議長 再開します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定致しました。

議長 日程の第5、議案第3号「利用状況報告について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。5頁をお願いします。議案第3号「利用状況報告について」。上記の件について下記の通り意見を付けて沖縄県知事へ進達したいので、可否の決定を求めます。利用状況報告、第2回目の報告が出されておりまして、その報告書の進達ということになります。

転用事業者が●さん。転用許可条項、農地法第5条第1項に基づく転用でございます。転用許可年月日、●。許可指令番号、●号。転用許可地の所在及び地積、●、面積が846㎡。同じく●、786㎡。転用面積、合計で1,632㎡。転用目的、資材置場兼作業場。進達に係る意見「事業計画どおり利用されていると認められる」。この意見を付けて県へ進達したいと思います。宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

局長 有難うございます。

議長 日程の第6、議案第4号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定によ

る転用許可指令書の証明願出書進達の会長専決について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第4号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による転用許可指令書の証明願出書進達の会長専決について」。上記の件について下記のとおり進達したいので、総会の議決を求めます。許可指令書の土地と分筆後の土地が同一であることの証明願である上記の件について、分筆後の転用に係る土地の面積が転用許可面積以下である場合は、総会の審議を経ずに事務局による現地確認の上、会長専決により沖縄県知事に進達できるものとする。ただし、現地確認により疑義があるものについては、総会の審議に諮るものとする。提案理由、証明願出書進達による判断基準を明確にし、事務処理の円滑化を図りたい。次の頁をご覧ください。これが証明願出書の様式となっております。下の方に沖縄県知事に進達した後、県知事からこれが返され、申請者に交付されるということになります。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

3番 異議なし。

議長 はい。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成30年第6回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:13

署名

会長 玉城 増生 印

2番 西江 正 印

3番 知念 正和 印